

## 施術者滞在業務開始届出

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

〒

施術者住所 \_\_\_\_\_

施術者氏名 \_\_\_\_\_

TEL ( ) -

FAX ( ) -

次のとおり滞在業務を開始するので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の4に基づき届出します。

1 業務の種類	(1)あん摩 (2)マッサージ若しくは指圧 (3)はり (4)きゅう
2 消毒設備及び方法 (はりや施術をするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒するもの)	設備 方法
3 免許証の種類	
免許証の名称 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)	登録年月日、 行政庁、登録番号
	昭・平・令 年 月 日 厚生労働省・( )都道府県 第 号
	昭・平・令 年 月 日 厚生労働省・( )都道府県 第 号
	昭・平・令 年 月 日 厚生労働省・( )都道府県 第 号
4 滞在業務を行う施設と所在地	
5 滞在業務を行う場所付近の見取図	
6 滞 在 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日の予定

注) 1 滞在業務を開始する時は、事前にこの届を保健所あて提出すること。(提出用と控えの2部提出すること。)

2 施術者の免許証の写し(A4サイズに縮小)を添付すること。また、免許証の原本を持参すること。

3 施術者の本人確認書類の写しを添付すること。また、原本を持参すること。

4 見取図については、別紙として、住宅地図の写しを添付してもよい。